

分岐に立つ日本社会

— 9条改憲か日本国憲法段階の市民の意思か

石川 康 宏

一、分岐点に立つ日本の社会

先の総選挙では、安倍自公政権が国会の3分の2以上の議席を保持しました。ですから私たちは負けてしまったかと思えるかもしれませんが、事態はそう単純ではありません。昨年2017年を振り返ってみると、安倍政権のゆきづまりが明らかになっています。だからこそ、希望の党を使った市民と野党の共同を破壊しようとする大がかりな策謀がありました。そして、それが成功するかにみえましたが、最後には立憲勢力が前進を止めた。まずその闘いをみていきたいと思います。

(1) 安倍暴走政治のゆきづまり

2015年9月15日に、安保法制が強行採決されました。それによって「安倍は辞めろ」

が「市民と野党の共闘」で新しい政権をつくらうという運動に発展しました。

昨年1年間を振り返ってみると、2月に南スーダンPKOでの「日報」の隠べいが発覚します。3月、森友学園に安倍首相が寄付をしているという籠池理事長（当時）の国会証言がありました。4月、大震災が「東北でよかった」という暴言を吐いた今村復興相が辞任しました。7月、「日報」隠べい問題で稲田防衛相も辞任しました。9月「森友・加計」疑惑で臨時国会の開催を求められ、しぶしぶ招集した国会を首相は冒頭解散せざるを得ませんでした。このように安倍政権は追い詰められていきました。

しかし、それにもかかわらず安倍政権は暴走を続けました。2月、辺野古の海上工事に着手し、過労死容認の「働き方改革」を提示しました。5月、安倍首相自ら、自衛隊を明

記した憲法を2020年に施行したいと発言しました。介護利用料の3割負担決めました。6月、共謀罪法を強行。暴走ぶりは変わりました。

その結果、国民の審判はどうなったでしょう。7月、都議選で自民党は議席を59から過去最低の23へと激減させました。残念ながら多くが都民ファーストに流れてしまったのでうれしさも半分というところですが、それでも自民党政治ではだめだという都民の思いはつきりあらわれました。

そこで安倍政権は8月に、目先を変えようと内閣改造を行います。しかし、政権への支持率は、NHKの調査が示しているように、「支持」「支持しない」が繰り返し交差するという、不安定な状況に入りました。安倍首相にまかせておけばいいという空気が、まかせておいて大丈夫かという空気に変わったわけ

です。

(2) 市民と野党の共闘の発展

こうした安倍政権のゆきづまりをつくって行く過程で大きな力を発揮したのが市民と野党の共闘でした。振り返ってみましょう。

4月、市民連合と民進・共産・自由・市民の意見交換会があり、どこで一致できるかの話し合いが行われました。6月、4野党の党首会談で、安倍政権下での9条改憲に反対し総選挙で協力し合うこと、臨時国会の招集を政府に要求することを確認しました。9月、4野党幹事長・書記局長会談で、総選挙の小選挙区での候補者一本化を模索することを確認しました。

単なる野合ではなく、何を指すのかを次の7項目にまとめています。これらは立憲野党の市民連合への約束であり、立憲野党相互の約束でもあります。これはどういう政治を目指すかということであり、選挙のときだけのスローガンではありません。

1、憲法違反の安保法制を上書きする形で、安倍政権がさらに進めようとしている憲法改正とりわけ第9条改正への反対。

2、特定秘密保護法、安保法制、共謀罪法など安倍政権がつくった立憲主義に反する諸法律の白紙撤回。

3、福島第一原発事故の検証のないままの原発再稼働を認めず、新しい日本のエネルギー

政策の確立と地域社会再生により、原発ゼロ実現を目指すこと。

4、森友学園・加計学園及び南スーダン日報隠蔽の疑惑を徹底究明し、透明性が高く公平な行政を確立すること。

5、この国のすべての子ども、若者が、健やかに育ち、学び、働くことを可能にするための保育、教育、雇用に関する政策を飛躍的に拡充すること。

6、雇用の不安定化と過密労働を促す『働き方改革』に反対し、8時間働けば暮らせる働くルールを実現し、生活を底上げする経済、社会保障政策を確立すること。

7、LGBTに対する差別解消施策をはじめ、女性に対する雇用差別や賃金格差を撤廃し、選択的夫婦別姓や議員男女同数化を実現すること、などです。

「共闘」破壊の試みと再構築

こうした市民と野党の共闘の進展をみて、政権の側に、このまま総選挙を行えば、自公が大敗するかもしれないという恐れが生まれました。そこで共闘を破壊するたくらみが画策されました。

その中心が、小池百合子都知事が結成した希望の党であり、それにふらと引き寄せられた前原誠司民進党代表等による裏切りでした。この時、希望の党は安保法制容認で改憲論議推進の立場です。市民連合と交わした

7項目と合致するはずがありません。それにもかかわらず合流を両院議員総会で全員一致で決めてしまったのでした。

それに対して多くの市民から厳しい批判が起りました。それはそうです。市民と野党の共闘の候補者と苦勞して調整してきたのに、その候補者が希望の党に寝返っていなくなってしまうのですから。そこで、帰ってこいだれそれ。という集まりが全国各地で開かれました。

同時に、このとき希望の党の小池百合子氏が、安保法制に反対する人、憲法守る人は「排除する」と発言します。その結果、行き場を失って右往左往する人が出てきます。そのときいつまでも右往左往していいので「枝野立て」という声がわきおこり、立憲民主党が生まれました。立憲民主党が立ち上がったときは、総選挙が目前でしたので、共産党は候補者調整している時間がないと判断し、一方的に小選挙区の候補者を降ろします。このとき重視したのは、市民と野党の共闘が壊されて立憲野党が敗北するという結果をつくらないこと、市民と野党の共闘が総選挙で前進して次につなげていくということでした。

総選挙の結果ですが、自民・公明は前回比で13議席減。希望・維新は公示前比で10議席減。立憲・共産・市民は公示前比で31議席増となりました。安保法制容認・改憲推進派は合計23議席の減、立憲野党は31議席増となつ

たのです。大変な逆流がありました。それを押しのけて、市民と野党の共闘が前進したというのがあの選挙の結果でした。

ただし、自公で3分の2議席という状況を変えことはできませんでした。比例の得票で自公は2556万票、45・7%でした。全体の半分もないので、民意をねじまげる小選挙区制の弊害です。国民の3分の2が自公を支持したわけではありません。

(3) 平和をめぐる決戦の2018年

安倍首相は1月の年頭の記者会見で、今年中に改憲したいという意欲を改めて示しました。

それに対しては昨年9月、「戦争させない・9条壊すな！総がかり実行委員会」と「九条の会」が力を合わせて、「安倍9条改憲NO！全国市民アクション」を結成し、「安倍9条改憲NO！憲法を生かす全国統一署名」を3000万集めることを提起しています。総がかり実行委員会が結成されたことだけでも画期的だと思っていました。ところが、九条の会によびかけました。九条の会は、もともと何か政治的な行動に統一して取り組むというような性格の会ではありません。しかし、いま9条が破壊されようとしている時、この瞬間に闘わないで何が九条の会かということ、総がかり実行委員会によびかけに合意して市民アクションに合流したのです。

ただ、3000万筆集めることは大変なこととです。先の総選挙での立憲野党の得票は1642万票です。この倍近くの署名が必要なのです。選挙では立憲野党以外に投票した人から1400万筆の署名を集めなければなりません。そういう規模の大運動です。総選挙で自公などに投票した人全員が戦争に突き進んでいいと思っているわけではありません。そうした人々に、事実にもとづいて対話・説得をしていくことが求められます。これまで

につながらのなかつた人々のその外側のさらに外側の人々とどうつながっていくのかを、地域、地域で真剣に考えないといけません。国民の多くはいますぐ9条を変えることが必要だなどと思っていない。年頭の記者会で安倍首相は、「声なき声にしつかり耳を傾けて」と言いました。9条を変えてほしいな

どと言う声は聞こえてきていないのです。いま政治に何をしたいかというアンケート調査で1位は社会保障です。改憲は2・8%しかありません。ここは私たちが自信をもっているところとです。

安倍首相がやりたい改憲は、9条の1項・2項はそのままに、3項に自衛隊は例外という内容を追加するものようです。その案のおおもとは日本会議から出ているとも言われています。

自衛隊を例外にするということは、武力は持たないが、5兆円を超える軍事費の自衛

隊は例外。戦争はしないが、安保法制で集団的自衛権を行使して海外で戦争することが可能となった自衛隊は例外、ということ。それでいいわけがありません。

ここで注意がいるのは、署名を広げるときに自衛隊の要否の議論を持ちこんではいけないということ。レスキューの仕事なら海外に行ってもいい。いまの国際情勢のなか、専守防衛なら持ってもいい。など、市民のなかにはいろいろ意見があります。こうした自衛隊についての意見がいろいろあっても、9条改憲反対の一点で合意を広げていくということが必要です。3000万署名の請願項目は「1、憲法9条を変えないでください。2、憲法の平和・人権・民主主義が生かされる政治を実現してください」の二つだけです。ここはしっかりと覚えておきましょう。

戦争と平和にかかわる問題でいま一つ大切な問題は、戦争する国づくりを体で表す基地の問題です。新しい巨大最新鋭の米軍基地を沖縄・辺野古につくってよいかという問題です。2月の名護市長選挙は大激戦です。沖縄では引き続き、9月に統一地方選挙、11月に県知事選挙が行われます。名護市長と県知事が反対する限り、新基地をつくることはできません。

私の大学の学生に、沖縄で米軍のヘリコプターが落ちたと言ってもあまりピンと来ないようです。そういえばそんな映像を見た気が

するなどと、あまり身近に感じられていません。想像を絶することなのでしょう。しかし、「保育園の屋根に物が落ちた」「小学校のグラウンドに8キロ近い物が落ちた。当たったら大変」というと敏感に反応します。20歳の学生は、8年前まで小学生ですから。だから、小学校のグラウンドの上を大きなヘリコプターが低空で飛んでいるということに政治がどう対応しているのかという問いかけはスッと入って行きます。こうした問いかけの工夫もし、沖縄の人々が戦時でもないのに危険な状況におかれているという異常な事態を許しているのか、同じ日本人として放置していいのかということ、沖縄県以外でもっともつと訴えていかなければならないと思います。

分岐点(とうげ)に立つ日本の社会

日本社会は、ここ数年大きな分岐点に立っているといます。

「分岐点」という言葉ですが、Crisis(クライシス)ですね。この言葉は、もともとは医学用語のようです。医者が「今晚が峠です」と言うときの「峠」のことです。これは、もう死んでしまうということではなく、今晚を乗り切ればもう一度元気になるということです。どちらになるかの大きな分かれ目、分岐点ということです。マルクスが恐慌をクライシスとよんだのは、景気が悪化して経済状況が混乱している状況と同時に、それが次の産

業循環への入口、好景気に向かう入口でもあるという意味を込めたからでしょう。

いまの日本社会は、ちょうどそうした峠にさしかかっていると思います。9条が破壊され、市民と野党の共闘でがんばっている人が弾圧されて戦前のような暗黒の社会になっていくのか、それともそれらをはねのけ、七つの合意をもった政治連合のもとでそれを実現する方向に進んで行くのか、その分岐点に日本社会はあるのだと思います。単純に日本社会がダメになるという「危機」というとらえ方は間違いです。同時にそれを乗り越える力が育ってきており、峠を越えれば、立憲野党のもとで未来が開けてくる、今はその分岐点なのだと思えます。

二、憲法とは何か、その発展の歴史

(1) 憲法と立憲主義と自由権と

中世には、日本も西欧も同じですが、王様が独裁者として存在していました。西欧の多くでは、神に遣わされた者だといって宗教的權威も同時に得ていました。そして身分制があり、王の子は生まれながらにして王、貧しい者の子は貧しいままでした。しかし、それはおかしい、人は生まれながらにして平等だという考えが生まれます。確かに、誰も見ていないところで王様の赤ん坊と貧しい者の赤

ん坊を取り替えたら、王様の子が貧乏に、貧乏の子が王様になるわけです。これは明らかに、生まれながらのことではなく社会が平等をつくっているということです。

こうして、人は生まれながらに平等だということを実現する社会をつくらう、社会のあり方はみんなで決めよう、王様の独裁を倒すための闘いが始まります。このときは権限の強い議会はありませんから、倒すということは血を流す事態になるということです。これがブルジョア革命でした。

闘いに勝利して権力を得た人たちは、どのように国を動かしていくのか話し合います。それをまとめた最初のがアメリカ独立宣言(1776年)であり、フランス人権宣言(1789年)です。名前は宣言ですが、じつはこれが、近代政治のなかでの憲法のはじまりです。

宣言を發表したら、次にそれを実行する部隊が必要です。そこで選挙でその部隊を選びます。政府です。だから、選挙で選ばれた者が何党であれ、オマエたちは宣言(憲法)を実現するために選ばれたということを忘れるなどなりません。政治権力は宣言(憲法)に従わないといけない。このような憲法と政権との関係にもとづく政治を立憲主義といいます。

封建制を乗り越え、民主主義の政治に変わり憲法がつくられると、その瞬間から立憲主

義ははじまります。こうして生れたばかりの憲法を「近代憲法」とよびます。

近代憲法の特徴は、なにより国民の自由を保障する国をめざすということです。思想・信条の自由、信教の自由、職業選択の自由、転居の自由などです。

しかし、その国づくりに問題が起こってきます。経済活動は自由だということで資本主義が急速に発展し、18世紀から19世紀には、自由権があっても貧しくてどうしようもない人だらけになってくるのです。そこからブルジョア革命批判や社会主義の思想が広まります。19世紀半ばにはマルクスが活躍しますが、当時のイギリスやフランスはそんな歴史状況でした。

その問題の解決を初めて公的に宣言した政治権力は1871年のパリ・コミューンでした。フランスがドイツに戦争を仕かけました。フランスがドイツを反撃してきます。そのときパリの労働者は、フランスを守れ、パリを守れと戦おうとします。しかしフランス政府はそれを見捨てます。そこでパリ市民は、独立するぞと、共同体＝コミューン、政府をつくります。その中心となったのは労働者でした。そのとき、フランス革命で自由は獲得したが自由だけではだめだ、子どもの教育と最低限の生活、教育権と生存権を保障する国家をつくらうと提起するのです。社会保障は労働者が発案したものでした。

近代憲法から現代憲法へ

残念なことに、このパリ・コミューンは3カ月もたずつぶされます。しかし、思想は生きて発展しました。1919年のワイマール共和国憲法に生存権、教育権、労働権として書き込まれます。日本国憲法の生存権25条、教育権26条、労働権27・28条と同じです。日本国憲法より30年ほど早くです。

時どき日本国憲法のことを机の上で書いた理想論という人がいますが、そうではないのです。日本国憲法は、それをつくらうというときに、すでに世界でつくられていた価値ある憲法や条約など様々な成果を取り入れてつくられたものです。ですから、日本国憲法の理念は現実社会に根ざしたものです。

こうして、国家が一人ひとりの自由を守るだけではなく、人たるに値する生活の保障をする国民の社会権が含まれている憲法を「現代憲法」とよびます。近代の自由権から、現代の自由権＋社会権への発展ということになります。

これを経済の面からみれば、資本主義の自由に任せておけば貧富の格差が広がるので、これを政治、法の力で制御していくということです。この法律を国民、労働者が闘いのなかでつくりあげ、資本主義をよりましな資本主義につくり変えて行ったのがこれらの闘いです。

(2) 憲法をめぐる日本の歴史

では、日本の憲法はどうでしょう。日本にも憲法が二つあります。大日本帝国憲法と日本国憲法です。この二つは近代憲法と現代憲法という関係にあるでしょうか。

1890年の大日本帝国憲法は何を定めているのでしょうか。西欧の近代憲法のような自由権は国民にはありませんでした。第2章が「臣民権利義務」となっていて自由という条項はありませんが、天皇の大権などによっていくらかでも制限できるようになっていました。ですから労働者は、蟹工船では棒で殴られ、炭鉱では土佐犬に追い立てられ、身体的な自由さえなく拘束されて働かされていたのです。思想信条の自由もなく、「民主主義がいい」と言えば牢屋に入れられました。主権者とはいうと、天照大御神からの万世一系の天皇が独占している、まさに前近代のブルジョア革命以前の「王権神授説」にもとづく独裁権力です。大日本帝国憲法は、姿は憲法という形をとっていますが、内実は近代憲法以前のものでした。

だからこそ自由権が欲しい、革命権が欲しいといって自由と民主主義を求める自由民権運動や大正デモクラシーなどの闘いがあり、さらには社会主義の運動もありました。しかし、それらは弾圧によって1935年ごろまでにつぶされます。それから10年間は、本当

の暗黒の時代となります。

その結果、日本国民は自らの力で自由権を勝ちとった歴史をもたない国民となりました。それは敗戦によって与えられるものとなりました。帝国議会での審議はあり、国民の歓迎はありましたが、その憲法案を書いたのはアメリカ占領軍でした。

当初ポツダム宣言の実施を目的としていたアメリカの占領政策は、47、48年ごろに転換され、日本はアメリカいなるの軍事国家につくり変えられます。日本国憲法の草案は、アメリカがポツダム宣言を実施しようとしていたところに書かれました。東京中の図書館から、世界各国の憲法や条約が集められました。一カ所から集めると連合国が何かしようとしていると思われるのであちこちの図書館からか集められたそうです。それを民生局のメンバーが読み、価値あるものを憲法草案にまとめました。それが女性の参政権も保障した普通選挙で選ばれた衆議院議員等によって審議され公布・施行されたのです。

日本国憲法には、人権が「侵すことのできない永久の権利」(11条)として保障され、各種の自由権、社会権(生存権25条、教育権26条、労働条件の法定主義27条、労働3権(団結権・団体交渉権・団体行動権)28条)、経済活動の制限(職業選択の自由22条、財産権に「公共の福祉」による制限29条)、男女平等の選挙権(法の下での平等14条)、戦争放棄(9

条)など、世界で最先端の内容が謳われました。

理念の飛躍に追いつけなかった国民

問題は、日本国憲法に対する国民の受け止めです。97条には「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」とありますが、「自由獲得の努力の成果」と言われてもの、戦前日本でその努力をしてきたのはほんの一握りの人たちでした。圧倒的な人びとは、「臣民」として現人神である天皇のいうことを聞いておればよいとされ、天皇のために命も投げ出せと60年以上も教育されてきたことに服していたのです。ですから「人類多年にわたる自由獲得の努力の成果」といわれてもピンと来ないのです。

では、なぜこの憲法を国民の圧倒的多数が歓迎することになったのか。それは平和憲法がふくまれていたからです。多くの家庭で家族が戦場で殺され傷つき、残っている者も空襲に逃げまどう体験がありました。ですから、「新しい憲法はもう戦争はしないということらしい」となるとみんな歓迎するわけです。しかし、日本国憲法がまとまったのは、1946年、戦争が終わって1年後であり、

食糧・物資は不足しており、食べることに精一杯のときでした。憲法の学習を落ち着いてしていられる状況ではなく、ほとんどの人は新しい憲法を深く読んではいなかったのです。

こうしたことから、戦後の憲法をめぐる政治は、①最先端の憲法、②「平和」を切望するが憲法全体への理解が十分ではない国民、③明文改憲・解釈改憲を追及する日米支配層の三者によって展開されることになったのです。よくこれで憲法が変えられなかったなと思われるかも知れませんが、それは焦点がいつでも憲法9条だったからです。例えば、生存権について「自己責任」と言われるとグラツとしてしまう状況が今もありますが、9条を変えてはいけないというのは多くの国民の強い確信だったのです。それはいまでも続いていると思います。

三、戦後日本社会の特徴

そうしたすばらしい憲法があるにもかかわらず、70余年後の今日、日本社会はボロボロです。憲法は掲げるだけではだめなのです。それを実行する部隊が必要です。ところが、日本ではその部隊を十分つくりあげることができないできました。根底には国民の理解の弱さがありますが、他方で、憲法の実現に抗うたくさんの方もありました。それをいくつ

かみていきます。

(1) 財界による政治の買収

第一に、政治が財界・大企業に買収されています。2015年には27億円のお金が自民党に渡されています。G7のなかで、いつなんどき企業に献金しても構わないとしているのは日本だけです。アメリカでさえ、実態はわかりませんが選挙資金は受け取ってはないとされています。しかし、この国は、総理大臣を筆頭に誰でも献金を受け取ってもよい国です。これは主権在民の原則を大きくねじまげるものです。

(2) 資本主義の急発展に追いつけない労働運動

戦後の日本は、アメリカの庇護のもと、最新鋭の機械を導入し、一挙に世界第2位の経済大国になりました。1968年にGNPで西ドイツを追い越します。こうした資本主義の急発展に労働運動が追いついていませんでした。

世界全体でみると、19世紀からの闘いで労働運動は労働時間の短縮＝自由時間の拡大を勝ち取ってきました。1833年のイギリスに、歴史上はじめて実効性のある労働時間制限法（工場法）がつけられます。20世紀にはいると、例えば1918年にドイツ、スウェーデン、オーストリアなどで8時間労働が実

施されます。1935年になるとILOが週40時間労働を呼びかけて、直後にフランス、イタリア、アメリカが実施します。第二次世界大戦中は戦争の影響で労働時間が長くなりませんが、1960年代にはヨーロッパでは40時間労働が当たり前になります。1990年代に入るとドイツ、フランスは35時間となります。特別な事情なしに週35時間以上働かせると経営者が罰せられます。土日は休んで、毎日7時間働くということ。小さな国のことではありません。世界に冠たる経済大国の話なのです。産業革命のはじまりから労働者が200年間たたかって勝ちとったものです。

では日本ではどうでしょう。1911年に初めて労働時間を「規制」する法律ができましたが、成人男性には規制がなく、女性や子どもは12時間（ただし14時間まで延長可能）というまったくのザル法で、しかも完全実施は1931年まででよいと20年間も現状を野放しにするものでした。それさえ結局戦争で曖昧になります。日本ではじめて、それなりに実効性のある労働時間制限法がつけられるのは戦後のことです。イギリスとは100年以上のずれがあります。

戦後改革は日本の社会にとつてとても大きく大きな変革でした。アメリカの占領下でしたが、労働組合法がつけられ、近代的な労資関係がつけられます。労働組合の組織率は41

%を超え、戦間的な闘いもたくさん行われます。平均労働時間は、男女ともあつという間にも実働8時間を切りました。

しかし、アメリカの占領政策が転換され、平和な民主国家づくりの方針が放り出され、アメリカいなり軍事大国が目指されるようになると、闘う労働組合は弾圧されます。公務員のスト権ははく奪され、レッドパージの嵐が吹き荒れ、大企業の職場から左派がいなくなります。その結果、労働時間はまた長くなっています。

その後の労働組合運動の中心に立ったのは総評でした。しかし、その闘いの中心は賃金闘争で、その論理は、まず会社の利益（パイ）を拡大し、その結果として労働者の分け前を拡大しようというものでした。そうすると、そのために労働者は身を粉にして働こうということになり、労働時間短縮という発想は出てきません。

日本の製造業労働者の年平均労働時間は、2221時間です（総務省、2015年）。しかし、ドイツは1371時間。850時間も違うのです。毎日3時間以上も違うということです。実際に、より大きく違うのは休日の数です。フランスの年間の有給休暇は5週間です。われわれは働く動物ではない。人生を楽しむために生きているし、人生を楽しむために働いている。ということ。このように国際比較をすれば、日本の労働

者がおかれた環境の劣悪さは明らかです。なぜ劣悪かという点、支配している者の狡猾さ以上に、労働者の闘う力の弱さです。戦前には、ごく一握りの人しか闘っていません。それが、戦後いきなり闘えといわれてもよくわからないとなるのです。しかも、メディアや教育をつかった思想の統制があります。ですから、戦後70数年たつて、市民と野党の共闘が事実上、憲法全体を守る政治をつくらうといっているのは、歴史的に画期的なことといえます。

(3) 大企業・財界がつくるジェンダーギャップ

こうした異常な長時間労働体制が、戦後女性の手から仕事を奪う最大のジェンダーギャップの動因となります。

戦争が終わって戦後改革があつても、女性の労働力率はそれほど変わっていません。憲法が変わって男女平等になつてもあまり変わらなかつたのです。なぜでしょう。

高度経済成長の時期、中卒の若者が金の卵などと言われて都会で働きにきました。その頃男性は50歳や55歳が定年でした。ところが女性は25歳とか、28歳とか、結婚したら退職などの若年定年が当たり前とされました。これが就業規則にも書いてあるわけです。では辞めてどうするか。田舎に帰つても仕事はありません。結局、都会で結婚して旦那に食べ

させてもらうしかなくなります。「男は仕事、女は家庭」の20世紀型近代家族が、日本で急増するのは高度経済成長期です。旦那は長時間労働でくたくたになつて帰ってくる。家に帰れば「ふろ」「めし」「ねる」しか話せない。それを支えるメンテナンス係として、家には妻がおかれるわけです。そうして、24時間働けますか? という労働環境を維持する労働者家庭が整備されます。

これは財界によって意識的につくられたものです。戦前・戦時の長時間労働体制を戦後も維持しようとした財界の力です。政府も学校教育の場などでこれを全面的に支援しました。その対局には、残念ながらこれを覆すことができなかった労働者の力の弱さがありました。

そのなかで女性の雇用を広げる闘いは繰り広げられます。しかし、酷い判決も出されました。唐津赤十字病院の定年差別の解消を訴えた裁判では、「女子の55歳の生理的機能は、男子の75歳に匹敵する」とされました。

安倍政権の「女性活躍」論もこれらの延長です。はじめは「女性活用」と言っていました。「活用」というのは、効率的に使うということです。こんな言葉を使った段階でアウトです。いまの「働き方改革」も、正規雇用の女性は労働時間の上限なく働いてくれ、それが嫌なら非正規・無権利の雇用に移りなさい、安いパートで家事をしながら働きなさい

ということでした。では家で何をするのか。「家族の絆・温かさを再生する」(自民党2010年綱領)のです。社会保障を国や自治体に頼るな、女が「家族責任」の中心に立ちなさいということでした。自民党改憲草案(2012年)の24条は、現行24条の冒頭に「家族は、互いに助け合わなければならない」と書き、さらに「扶養」も男女平等とわざわざ書き込みます。女性がまともに働くことのできる条件をまったく整備しないで、扶養の責任だけを押し付け、自己責任論・家族責任論、戦前型の家族論です。

(4) 高度成長から成長なき経済に

こうした労働者いじめ、労働者家庭いじめの結果、個人消費の力が萎縮し、日本経済は次第に活力を失います。

1955年〜73年は「奇跡の高度成長」と呼ばれました。年平均9%の成長は、いまの中国よりも高いです。賃上げ闘争で給与も上がり、生活もよくなつていった時期です。ですから生産も拡大しました。給与は73年から74年には30%上がり、賃金爆発と呼ばれました。しかし、財界の反撃も行われます。71年のドルショックと73年のオイルショック、74〜75年の世界同時恐慌をきっかけに、高成長はストップします。財界は74年に「大幅な賃上げの行方検討研究会報告」(今日の「経営労働政策特別委員会報告」)を初めて提示し、

賃上げ抑制に本腰を入れます。また、労働組合運動に介入し、右寄り再編を開始します。73年をピークにストライキが消えていきまし
た。その結果、経済成長の活力が失われます。

日本経済では、生産の85〜90%が国内で消費されています。高度経済成長のときでも国内消費が90%でした。輸出が大事だとよくい
いますが、国民に買う力があるかどうかこそ
が、日本経済にとっては決定的に大切です。

70年代後半以降、財界はリストラを開始し、
輸出を拡大します。輸出依存度は15%まで拡
大しました。しかし、輸出先のアメリカは日
本からの輸出を抑えるため、85年のプラザ合
意による円高ドル安などで反撃します。これ
によって日本の貿易依存度は10%に戻りまし
た。そこで日本の大企業が次にとった手は、
アメリカで生産して販売するという多国籍企
業化です。そうすると、大企業と日本経済と
のかかわりは薄くなりますから、アメリカが
買ってくれればいい、中国が買ってくれば
いいということになり、財界は日本経済を見
捨てることになって行きます。

その見捨てる体制を大急ぎでつくったのが
90年代からの「構造改革」です。財界中枢を
担っている製造業、大企業が海外で生産する
体制をつくるために、それに見合った政治体
制もつくりまします。「古い自民党をぶっ壊す」
というのは、国内で儲ける財界と結びついた
自民党の古い族議員にかわって、海外で儲け

る製造業と結びついた議員が自民党の主流に
なるということでした。その結果、日本経済
はいまさっぱり前に進まなくなっています。
労働者の実質賃金は1997年をピークに見
事に落ち込んだままです。しかし、大企業の
内部留保は増える一方です。それはマネーゲ
ームの原資とされ、経済を混乱させる要素と
なっています。

労働者が権利意識を持って、十分に力強い
賃上げ闘争を組むことができず、さらに支配
層には戦前の野蛮な思想もあり、この二つが
結びつくことで国民経済が上手くいなくな
ってしまっています。しかし、大企業は自分
が儲ければ問題なしと、この路線をどこまで
も続けようとしており、安倍政権はそうした
財界の方針をアベノミクスのなかで丸飲みし
ています。

(5) 世界史に逆行する米軍基地国家

世界的には、1960年代までに植民地体
制が崩壊しました。大国が小国を力で牛耳る
時代は終わりに入ったということです。そこ
ろがその同じ時期に、日本は大国であるにも
かわらずアメリカに首根っこを掴まえられ
て半占領状態に入り、それが70年も続くとい
う、世界史的にみて異様な逆流の国際関係に
はまりこんでいます。そのアメリカいいなり
が日本国憲法の実現をはばむ大きな要因にな
っていることについては、多くの説明が要ら

ないでしょう。

(6) 核兵器を信奉する被爆国

核兵器による唯一の戦争被爆国でありなが
ら、軍事力を信奉し、核兵器を信奉する国だ
という問題もあります。

1968年に佐藤内閣が核政策の4本柱
(非核三原則、核兵器廃絶・核軍縮、アメリ
カの核の傘への依存、核エネルギーの平和利
用)を決めます。核の傘に依存するというこ
とは、強大な軍事力を持っている者こそ強い
という軍事力信奉そのものです。それがいま
も核兵器禁止条約に反対する最大の理由にな
っています。これは日本政府の戦後一貫した
姿勢です。

もう一つ。日本自身が、核兵器を生産する
潜在的能力を保持し続けるという方針をもっ
ています。潜在力の一つは、核兵器の原料を
持ち続けるということです。日本はプルトニ
ウムを47トン持っています。核兵器数千発分
といわれています。もう一つは、核兵器をつ
くる技術⇨核分裂反応を制御する技術を維持
することです。この技術を日常的に活用して
いるのが原発です。ですから東日本大震災後
の事故で原発止めろという世論が大きくなっ
たとき、石破茂自民党政調会長(当時)は「核
の潜在的抑止力を持ち続けるためにも、原発
を止めるべきではない」と露骨に発言しまし
た。核兵器保有国を除くと日本のプルトニウ

ム保有量は突出したものになっています。

(7) 強い天皇中心の思想

支配層の多くが戦前の思想や歴史観を引きずっているという問題もあります。

安倍内閣の閣僚20人のなかで神道政治連盟に名を連ねているのは現在16人です。神道政治連盟の「綱領」は5項目ですが、その第1項は「神道の精神を以て、日本国国政の基礎を確立せんことを期す」というものです。この神道は、古来のものではなく明治になってつくられた明治神道です。

明治政府は、その正当性を誇示するために天皇を担ぎました。しかし、1878年（明治11年）に竹橋事件がおきます。恩賞が少ないことに不満をもった近衛兵による反乱です。天皇を守る部隊の反乱にあわてた政府は、天照大御神が子孫を現人神として日本列島に送っている、それが天皇だ、日本はそういう特別の歴史をもった神の国だという話を整理し、軍人勸諭をまとめました。その思想を現代の政治の「基礎」にすえようというのです。

2010年の自民党の新綱領には「日本らしい日本」という言葉が出てきますが、自民党の改憲草案の前文は「日本国は、長い歴史と固有の文化をもち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」「日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここにこの憲法を制定する」となっています。

そして「天皇は日本国の元首」（第1章天皇）です。これは大日本帝国憲法と同じです。自民党の憲法草案には、アメリカとともに海外で戦争できる仕組み、財界を儲けさせ「おこぼれ」経済を認める仕組み、国民が自己・家族責任で生きる仕組みが入っていますが、何よりもやりたいことは戦前の天皇中心の復古主義の国に戻りたいということなのです。

安倍政権は5兆円以上の軍事費を使って軍事大国化を進めています。その衝動は近代的な資本の利益だけに還元されるものではありません。そもそも軍事力への信奉があり、アメリカからの要求に屈服しこれに依存するという側面があり、さらにかつての戦争で支配しきれなかった東アジアの国々への恨みもあります。それらが絡み合せて、9条改憲の思想的推進力をつくっています。

四、日本国憲法段階の市民運動

こうしたもていまい、9条にとどまらず社会権までふくめて、憲法の理念を政治に生かそうという市民の運動が大きな力をもつようになっていきます。

ふりかえると1960～70年代には、地方版「市民と野党の共闘」が、全国各地に革新自治体をつくっていました。「革新の灯台」とよばれた京都の府庁には「憲法を暮らしの中に生かそう」という垂れ幕がかけられてい

ました。75年には日本の全人口の43%が、憲法を指針にしようとする革新自治体に暮らしていました。勢いに押された自民党政府は、73年に「福祉元年」を宣言し、高齢者医療を無料にしていきます。革新自治体が、各地でこれを先行実施していたからです。

こうしたなか、70年代半ばから支配層の巻き返しが始まります。労働運動への攻撃は先に述べました。革新自治体づくりの中心にいた野党は社会党と共産党でしたが、1980年に社共共闘を分断する「社共合意」がつくられます。公明党が共闘つぶしの先兵となったのです。当時の市民運動には、この分断をくい止める力がまだなく、その後の政治は「共産党をのぞくオール与党」が当たり前となり、全国の革新自治体はつぶされ、高齢者医療もただちに有料にもどされました。

さらにソ連・東欧崩壊をきっかけに日本社会の劣化が加速させられます。1990年代には日米財界合作での「構造改革」が開始されます。非正規雇用が拡大され、社会保障は自助・公助・共助などといって切り捨てられました。日米安保は、極東からアジア・太平洋地域へと適用範囲が広がられます。今日の海外で戦争する国づくりに直結する動きです。日本会議や新しい歴史教科書をつくる会など右翼が社会の表面に姿をあらわすのも90年代です。さらに自民党政治維持のための小選挙区制導入も90年代で、これによって自民党の

内部も党本部へのイエスマンばかりに単色化していきます。90年代後半には「勝ち組・負け組」論など市民意識への攻撃も強まります。

こうして憲法の理念と実社会の乖離を深刻化させておいて、2000年代になると改憲の動きが活発化します。それを食いとめるために、久しぶりに生れた大きな市民運動が九条の会などの護憲の市民運動でした。06年には安倍内閣が改憲に突き進みますが、07年の参院選で安倍自民党は大敗します。そして09年には民主・社民・国民新党連立政権が発足します。自民党以外の新しい政治の模索でした。しかし、このときの市民運動は、政権交代の合意はあっても、それにとつてかわる政治の中身の合意をもっていないませんでした。それが民主党政権の大きな崩れをゆるします。東日本大震災と原発事故の後、市民運動は脱原発、反TPP、反消費税増税、辺野古新基地反対などの一点共闘を広げます。そうすると次の段階では、それらの共闘が模索されます。最初にこれを達成したのは2014年の「オール沖縄」でした。さらに15年には安保法制反対の共闘が広がり、「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」が立ち上がります。市民連合は安保法制の廃止や立憲主義の回復だけでなく「個人の尊厳を擁護する政治の実現」をスローガンにかかげました。画期的なことです。これは社会権を守る政治をつくらうということ。直前には

「保育所落ちたの私だ」という運動があり、「返済不要の奨学金を」という運動がありました。保育所は、子どもの生存権の問題であり親の労働権の問題です。奨学金は若者の教育権の問題です。いずれも社会権の実現を求める内容です。

日本型現代市民革命に確信をもつて

私は、日本の市民運動がようやく日本国憲法の理念に追いついてきたと思います。本来なら、国民が長い闘いの中であの憲法を勝ち取るという過程があったのでしようが、日本の歴史ではアメリカ占領軍の強い影響力の下に、国民の政治的意識のはるかに前を行く憲法が先につくられました。その結果、国民の闘いは現実の必要と政治的教養の深まりに応じて、日本国憲法の理念に追いついていくという形をとるようになりました。今ようやくそれが9条を軸とした「平和憲法」の側面にとどまらず、日本国憲法全体の実現を「わがこと」として求める段階に達しつつあると思います。日本国憲法の理念の誕生という政治革命に、日本国憲法の実体化という政治革命がついに追いつこうとしています。その内容に社会権が含まれている点で、これは近代憲法を生み出した西欧の「ブルジョア革命」をこえ、労働者たちが中心に立って現代憲法を生み出した20世紀の市民革命、主権在民を確立し、社会保障を当たり前のものとした資本

主義の民主的改革・制御をめざす闘いです。日本型の現代市民革命とも言えるものです。

その新しい市民革命をめざす取り組みと、戦前に戻ろう、アメリカといっしょに海外で戦争しようという力とがぶつかり合っている峠がつくられています。この峠を無事に乗り越えることができれば、私たちは日本国憲法通りの日本にむけて、一気に峠の下り坂を走り抜けることができるのではないかと思います。次にお会いする時に、2018年がんばってよかったねと言い合える1年にしていきましょう。

(いしかわ やすひろ、神戸女学院大学教授・経済学、日本平和委員会代表理事)

*この論稿は、神奈川県平和委員会が主催した新春学習会（1月28日・横浜市内）での講演を編集部の責任でまとめたものです。紙数の関係で、講演の一部「日本資本主義の発展を考える」を割愛しております。